

埼玉県教育・保育の質を高める

埼玉県保育協議会

埼玉県のより良い教育・保育環境を創る検討委員会

目次

はじめに 【P1】

子どもの権利条約 【P2】

児童憲章 【P3】

児童福祉法 【P5】

全国保育士会倫理綱領 【P6】

1. 子どもの最善の利益を尊重した保育 【P7】

2. 近年の子育ち・子育ての実態 【P8】

3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育 【P9】

- ・ 保育者・保護者の主体性を尊重した関わり
- ・ 保育者として大切にすべきこと
（個人として）
（保育者相互のかかわり）
（園組織として）

4. 地域と共に（地域ニーズの発掘） 【P14】

- ・ 地域（資源・専門機関）との連携
- ・ 社会への発信（公開保育等）

5. より良い保育環境を整える 【P16】

- ・ インクルーシブ保育への取り組み
- ・ 自己評価の活用
- ・ 研修（園内・園外）機会の確保

おわりに 【P17】

埼玉県のより良い教育・保育環境を創る検討委員会委員一覧 【P18】

はじめに



我が国の出生数は減少が続き、厚生労働省の発表によると、2024 年は 72 万 988 人であり、前年の 2023 年の 75 万 8631 人から 3 万余人減少し、統計を取り始めた 1899 年以来過去最少となりました。

さて、埼玉県 of 2024 年の出生数は、4 万 2108 人であり前年の 2023 年と比べ 1343 人減少しています。

また、[埼玉県こども・若者計画案 第 1 章 総論]において、「2023 年の合計特殊出生率は、1.14(全国 41 位)と全国平均 1.20 を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向が続いています。」と記載されています。

さらに、「埼玉県こども・若者計画案(計画期間:令和 7 年度～令和 11 年度)は、「こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組みの内容、目標等を明確にするために策定した」、と記載されています。

注目しておきたいのは、[第 2 章 施策の展開 9 「子育て」と「子育て」の支援]において、現状値、目標値、指標の説明等を明示していること、さらに、「質の高い幼児教育保育の充実」を提示していることです。少子化が進む中で、保育所等へのニーズは増え続け、多様化するニーズに応えることが求められているのです。

具体的な項目としては、「ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保 10 項目」、「イ 保育人材の確保 3 項目」、「ウ 保育環境の向上 6 項目」が示されています。物的環境や数の確保だけでなく、公開保育、保育士・保育教諭等職員の研修についても言及されています。

埼玉県において、残念ながら、2023 年、2024 年に不適切な保育の実態が明らかになり、園、行政等が二度と起きないように、さまざまな対応がなされました。

乳幼児期の保育は、生活と遊びによる総合的な営みであり、多様な経験が相互に影響し合いながら子どもの育ちを形成していくことから、その評価は数値化など目に見える形で提示することの困難性を認識することが大切です。保育の質は、保育の質を構成する全ての要素が関わる多元的、かつ相対的なものです。2018 年施行の、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領いすれにも、重要な事項として提示され、その後、2023 年、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が策定されました。

2023 年 5 月、「子ども子育て基本法（全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法）」が施行されました。1 年後の 2024 年 7 月、埼玉県保育協議会が、「埼玉県のより良い教育・保育環境を創る検討委員会」を設置し、検討を重ね、本報告書作成したことの意義は大きいといえます。

埼玉県の就学前の教育・保育の場での実践者、管理者等全ての人が、本報告を読み、学び合っていただき、それぞれの保育施設において質の高い保育を創造していくことに活かしていただきたいと思います。

本報告書の最初に、就学前の教育・保育を実践していく上で、基本となる、また、誰もが理解しておくことが求められる「子どもの権利条約」「児童憲章」「児童福祉法」「全国保育士会倫理綱領」を記載してあります。

2025 年 3 月

検討委員会委員長 増田まゆみ



子どもの権利条約

4 つの柱

◎生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

◎守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

◎育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

◎参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

「子どもの権利条約(児童に関する権利条約)」とは

保育の現場でも大切にされるべき、4つの「子どもの権利」のことです。

1989年に国際連合で採択され、日本は1994年に批准しました。

「保育の現場」において大切にされる、4つの「子どもの権利」

1. 生きる権利

- 健康で安全に、命を守られながら生活する権利

例：子どもたちが安全に過ごせるように保育室や園庭等の環境を整える

2. 守られる権利

- いじめや虐待から守られ、安心して過ごせる権利

例：子どもの気持ちに寄り添い、一人ひとりを尊重した対応する

3. 育つ権利

- 愛情を受けて、遊び、学び、そして育つ権利

例：子ども一人ひとりの興味関心を受け止め、遊びや学びにつなげる

4. 参加する権利

- 子どもの考えや気持ちを受け止め、それが尊重される権利

例：「今日は何して遊びたい？」と子どもの気持ちを聴いて受けとめる

児童憲章

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

「児童憲章」とは

「児童憲章」は、1951年に日本で制定された、すべての子どもが幸せに生きる権利を持っていることを示した約束ごとです。この憲章は、子どもが人として大切にされ、健やかに成長できるように、社会全体が子どもを守る責任があると強く訴えています。

「児童憲章」は、保育士だけでなく、園に関わるすべての職員が「子どもの幸せを守るために何ができるか」を考え続けていくための、園を子ども達にとって安全で楽しく、人生の土台作りをしていくためにふさわしい居場所にしていくための指針でもあります。

「児童憲章」の3つの大切なメッセージ

1. すべての子どもは人として尊ばれる

子どもは大人と同じように、ひとりの人間として尊重される存在です。

保育の現場では、どの子どもにも平等に愛情と配慮をもって接することが求められます。

2. すべての子どもは、良い環境の中で育てられる

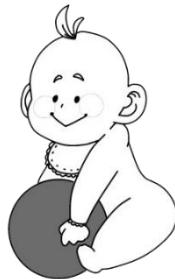
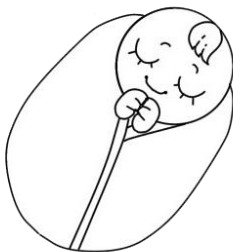
子どもは、安全で安心できる環境で、健やかに成長する権利があります。

保育に関わるすべての職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）が、子どもたちが快適に過ごせる環境づくりに関わっています。

3. すべての大人は、子どもの幸せを守る責任がある

大人は、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」を考えなければなりません。

園全体として「子どもの最善の利益」の考え方で、日々の行動を見直していくことが大切です。



児童福祉法

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(平二八法六三・全改)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

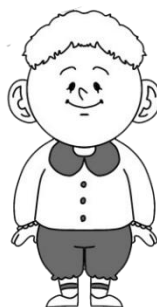
② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

「児童福祉法」とは

「児童福祉法」は、1947年に制定された日本の法律で、すべての子どもが健やかに成長し、幸せに生きる権利を守るための法律です。この法律は、子どもたちが安全で安心して生活できるように、社会全体が責任を持って子どもを支えることを求めています。



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会 (2003 年 2 月 26 日 採択)

全国保育協議会 (2003 年 3 月 4 日 採択)

「全国保育士会倫理綱領」は一人ひとりの保育士等の行動規範を明らかにしたものであり、専門職集団として社会に果たすべき役割を示すものです。

1.子どもの最善の利益を尊重する保育



○常に意識できるよう、子どもの権利条約（P2）、児童憲章（P3）、児童福祉法（P5）、全国保育士会倫理綱領（P6）を記載してあります。

「子どもにとって最も良いことは何か」を考慮し認識していくことが重要です。

○子どもの権利条約（P2）は 1994 年に批准され、全国保育士会倫理綱領（P6）は 2005 年に策定されました。改めて園全体として学ぶ機会を作りましょう。

○「**人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)**」を活用し、子ども家庭福祉の情報を常にキャッチアップして実践できるようにしましょう。不適切保育について考える時間を設けることが必要です。

（参考資料）『[保育所・認定こども園における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～](#)』

（平成 29 年 3 月 全国保育士会）



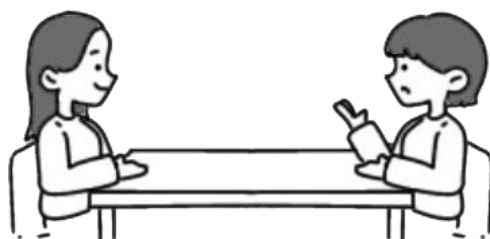
○「**保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン**」を参照し、虐待や不適切保育の基本的な考え方や発生時の対応などを理解しましょう

（参考資料）[保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン](#)（令和 5 年 5 月 こども家庭庁）



○子どもの最善の利益を尊重する保育を行うには、職員が心にゆとりを持てる体制作りや教育・保育環境を整えましょう。

○自園の保育方針、保育体制、保育方法などを常に確認し続け、定期的に保育の見直しを行い状況に応じて、ブラッシュアップ出来る体制にしておくことが必要です。





2. 近年の子育ち・子育ての実態

○核家族化、少子化の進行、都市化などの近代的な社会問題の影響で、地域社会において育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談できる近親者の減少から孤立が進んでいます。

子育ての負担感や不安感、孤立感を緩和し、喜びを感じて子育てができるような子どもの育ちと子育ての支援が必要とされています。

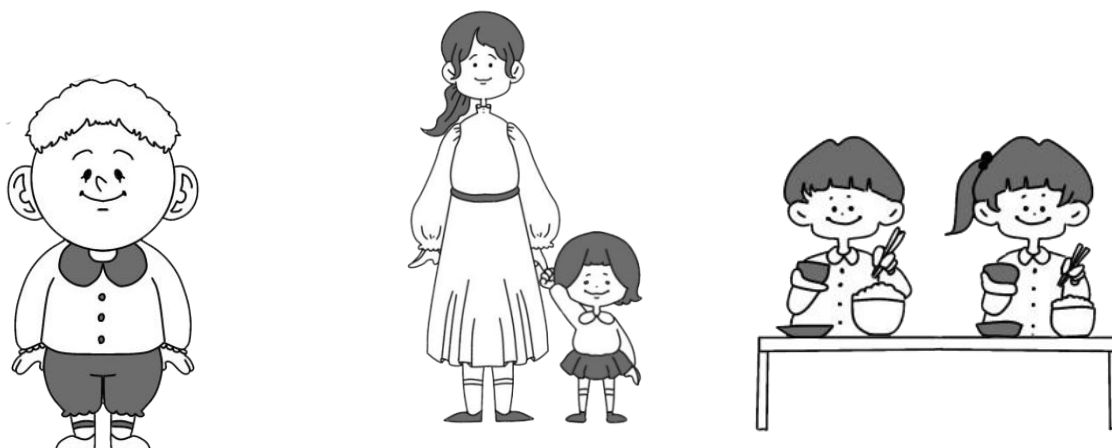
○貧困家庭・外国籍家庭など、個別支援が必要な家庭へ配慮していく必要があります。

○虐待相談対応件数も年々増加しており、複雑・困難ケースも増えているなど、発生の予防や発生時の迅速・的確な対応が求められています。

○不適切保育というキーワードに社会が敏感になっている現状があります。園は常に意識して保育に取り組む必要があります。

○保護者の方とのコミュニケーションが不足していると、どんなに良い保育を行っていても信頼関係を構築できず、興味本位で誤った情報を拡散されることが危惧されます。保護者の方との関係性を良好に保つ取り組みが必要です。

○自園の中でお互いに保育を見せ合う機会や、公開保育により他園の保育者や研究者等と語り合う機会があれば、客観的視点で自身の保育を振り返ることが出来ます。そのような機会を積極的に作っていくことが必要です。



3. 子どもの主体性を尊重した教育・保育



○保育所保育指針[※解説は別添1](P13)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの主体性を尊重した教育・保育を行いましょう。

○子どもが自ら興味・関心をもつ活動に取り組む環境(時間や空間等)を設けましょう。
子どもたちが主体的に遊び・学べる環境を整えましょう。

○子どもとの対話を通じて子どもの気持ちを理解し、子どもの声を引き出しましょう。

○子どものペースや個性を尊重し、過度な指示を避けましょう。
必要に応じて、援助しながら子どもの主体性を引き出す保育を行いましょう。

○保育者・保護者の主体性を尊重した関わり



○保育者や保護者は、子どもにとって安心できる存在として寄り添い、子ども自ら表現し、行動できる環境をつくりましょう。

○保育者や保護者は互いの考えや価値観を尊重し、主体者として認め合い、感謝の気持ちを忘れずに良好な関係を築きましょう。

○保育者は、保護者との日々の話し合いを大切にし、定期的な懇談会などを通じて子どもの育ちについて共有しあいましょう。

○保護者からの相談の際には、話を聞いて欲しいのか、サポートをして欲しいのか、支援機関などに繋いでほしいのかを見極めることが重要です。そのために、挨拶をするなどの基本的なコミュニケーションから、関係作りをはじめましょう。



○保育者として大切にすべきこと

（保育者個人）

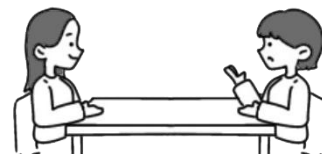
○心身ともに健康管理をしましょう。

○保育に関する新しい情報や技術等、研修を通して積極的に取り入れ、自己研鑽に努めましょう。

○主体性保育を行うためには、保育者が主体的に活動し保育を展開していくことが必要です。

○業務中でのノンコンタクトタイムを活用しましょう。

○自分の保育に向き合い、振り返りをしましょう。



（保育者相互）

○保育の基本である保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいた園の理念・方針・目標を理解し、保育者相互で協働して保育環境の改善に努めましょう。

○保育者間で定期的なミーティングを行い、率直に意見を出し合える職場環境を整えましょう。

○保育者同士が自分の得意分野を活かし合い、主体的に役割分担を行える環境をつくりましょう。

○多様な視点で子どもたちの活動を見守り、保育者間で意見を出し合える環境をつくりましょう。

（園内組織）

○組織を構成している職員一人ひとりが主体的に考え、正しい判断を身につけて行動できる環境を作りましょう。

○職員（施設長・保育士・保育教諭・看護師・栄養士・調理師・事務員・保育支援員・用務員等）間で実践例の検討や研修の学びを共有し、互いに成長を支える環境を整えましょう。

○経験豊かな保育者など誰もがリーダーシップを発揮できる組織作りをしましょう。

○常に新しい風を園内に取り込む為にも、職員（パート職員等も含む）の異動も含めた人事の工夫も必要です。

○社会情勢を踏まえ ICT の導入なども今後必要となります。
業務省力化の観点からも全ての職員が ICT 機器等を扱えるようにしていきましょう。

○**別添 2**（P14）の委員会（保育指導内容検討委員会）のような法人内部組織を検討しましょう。

解説～保育所保育指針の変遷(第三次改定まで)

1965 年（昭和 40）年、厚生省（現・厚生労働省）が保育所保育の理念や保育内容、保育方法などを示し、保育所における保育の向上、充実をはかるためにガイドラインとして作成したものであり、法的拘束力はなかった。保育所における保育の特性は「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する」としている。なお、1963 年の文部・厚生共同通達により、「・・・保育所の持つ機能のうち教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」とされていたことから、保育所保育指針は、1964 年に告示された第一次改訂幼稚園教育要領との整合性が図られて作成されている。1990 年には、核家族化、少子化など子どもをめぐる環境や子ども自身の変化が進む中、乳児保育、障害児保育、延長保育など保育ニーズの多様化に対応するよう 25 年ぶりに改訂された。養護を保育内容として明確に位置づけ、それまでの保育者主導型の保育から、子どもの主体性を大切にした環境による保育、遊びによる総合的な保育への転換が示された。

その後、家庭や地域の育児機能がますます低下する状況の中で、1997 年の児童福祉法の改正により子育てと就労の両立支援に加えて、地域の子育て支援の役割をになう保育所として対応するために 2000 年に、再び改訂されたのである。「養護と教育の一体性、子どもの主体性を尊重する保育、環境による保育」という保育の基本を継承し、機能の拡大と保育士の姿勢や役割の重要性など以下に示す新たな視点が加えられている。①乳幼児の最善の利益を考慮して、保護者の協力のもとでの保育、②子育て相談など地域の子育て支援への対応、③延長保育、障害児保育、一時保育など多様な保育ニーズへの対応、④研修により保育士の人間性と専門性を高めることと倫理観に裏づけられた保育士の基本姿勢と体罰の禁止や守秘義務など具体的対応、⑤乳幼児突然死症候群やアトピー性皮膚炎など保育内容の充実。

2003年には、保育士が国家資格となり、児童福祉法において保育士の業務が「子どもの保育と子どもの保護者に対する保育に関する指導」が明示されたこと、また、2006年に保育所と幼稚園の機能を一体化した「認定こども園」制度が創設、さらに、同年に改正された教育基本法において幼児期の教育の振興が盛り込まれ、就学前の保育をめぐる状況がめまぐるしく変化している。人や自然と関わる経験の減少、子どもにふさわしい生活リズムが確保できないなど子どもの生活の変化や、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加や児童虐待の増加など、我が国の子育て、子育ての危機的状況が生じているという状況の中で、2008年、保育所の役割・機能を再確認し、保育の内容の改善充実を図るために、改定保育所保育指針が告示された。

2008年改定保育所保育指針は、国が示すガイドラインから法的拘束力をもち、最低基準として規範性を有するものとなり、内容の大綱化が図られた。

基本的原則を明確にしたうえで、各保育所の自主性、創意工夫が尊重され、保育所の社会的責任（子どもの人権の尊重、説明責任の発揮、個人情報保護など）についての記載もある。養護と教育の一体性、環境を通じて行う保育、遊びを通しての総合的な保育という保育の基本を踏襲する一方、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）、小学校との連携など、子どもの生活や発達の連続性を踏まえた保育の内容の工夫や保育の質の向上に向けて、自己評価、研修、施設長の責務についても盛り込まれている。

（文字の強調 本委員会）

（引用 保育用語辞典第8版 2015 64頁～65頁 ミネルヴァ書房：増田まゆみ執筆）

保育所保育指針はその後2017年3月に大幅な改定が行われ、2018年4月より施行となりました。主な変更点は1. 章構成の変更 2. 保育所の役割の明確化（新指針では、保育所が「幼児教育を行う施設」として位置づけられ、幼稚園や認定こども園との整合性が図られました。これにより、3歳以上児の保育内容が他の幼児教育施設と共通化されています）3. 乳児・1歳以上3歳未満児の保育内容の充実 4. 子どもの健康や安全への配慮 5. 子育て支援の強化 6. 職員の資質向上 これらの改定により、保育所は幼児教育施設としての役割を明確にし、子どもの健やかな成長と保護者・地域社会への支援が求められています。



保育所保育指針



保育所保育指針 解説



幼保連携型認定こども園
教育・保育要領



幼保連携型認定こども園
教育・保育要領 解説



子どもを中心に保育の実践を考える
— 保育所保育指針に基づく
保育の質向上に向けた実践事例集 —

保育指導内容検討委員会

社会福祉法人 ○○会のすべての事業所、施設の保育指導内容「職員の保育の仕方」に関して客観的に判断し、改善点や修正すべき点が見受けられた場合、委員会として改善点を職員会議時に提案し、法人組織として改善を図るための委員会とする。

目的

この委員会は利用者の皆さんが安心、安全、安定したご利用ができる事を、一番の目的とし、公平、客観的に指導内容を検討する事とする。

委員の構成

委員長

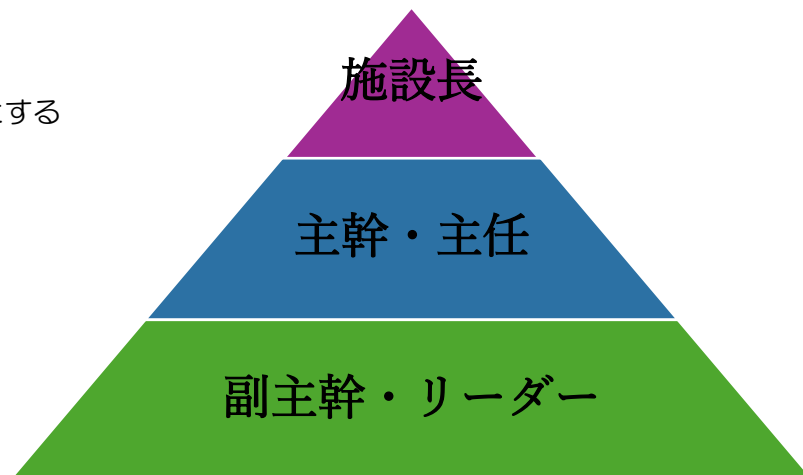
各施設の長とする

副委員長

各施設の主幹もしくは主任とする

委員

リーダー職員



委員会の開催

日頃より委員皆で指導方法の確認に心がけるとともに、何か問題点があった場合には即座に委員会を開催し、検討を行うこととする。どんな些細な事象でも検討し改善点を出すようにしていく。上記の構成員が必要と感じた時には開催を要請することができる。

改善方法

委員会の中で改善点等が話し合われた場合は各施設において施設長が職員会議を開催し、話し合われた問題点、改善点等に関し職員皆に周知し、共通認識のもと改善に当たる事とする。

社会福祉法人○○会
令和○○年○○月施行

(社会福祉法人光輪会 喜多濃定人作成)

4. 地域と共に（地域ニーズの発掘）



(1) 地域（資源・専門機関）との連携

○保育において人権や権利を守る要素として、個人、組織、制度、地域社会の質が大きく関係しています。これらの質の水準が保たれないとき、人権や権利を侵害するものに転じてしまいます。これらの質を向上させていくことはもちろんのこと、それらの関係性の質も重要と考えます。保育施設を中心につながりがある人や組織との関係を増やすことで、チェック機能が働くとともに、保育施設のサポーターとしての役割を担うことも期待できます。

○自然災害、老朽インフラの損傷などによる不測の事態の発生が予想され、被害影響の激甚化が進行しています。万々に備えた対応や関係機関との連携が必要です。

○地域連携が必要な一方、社会・経済環境の変化から、子どもたちの安全性の確保の必要性も高まっており、保育施設の防犯、安全対策が必要です。

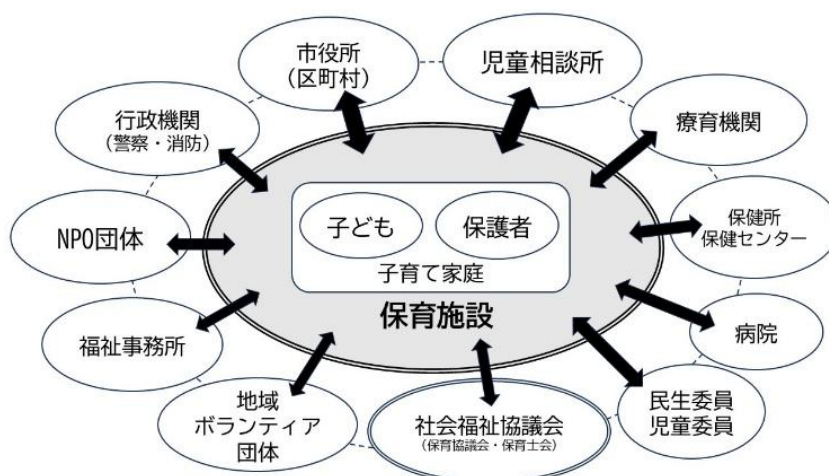
○社会情勢の著しい変化の中で、子どもを取り巻く環境は家庭によって異なります。多様化するニーズ（特別な配慮を必要とする子ども、外国籍家庭の状況に対する支援、ひとり親家庭やステップファミリー※1などの家族形態の変化など）に対し園で行えること、関係機関と連携して支援していくこと、地域の福祉資源を活用することなど、地域との連携や協働を強めることや、支援団体の専門性を支える拠点的な役割が保育所等に求められています。

※1 ステップファミリーとは・・・再婚などによって血の繋がらない親子関係

○保育施設は、子育て家庭にとって一番身近な福祉専門機関です。保育者は保護者支援の専門職です。ソーシャルワーク※2の必要性を理解しましょう。

※2 保育施設におけるソーシャルワークとは

「子ども」または「保護者」とどちらかに分けるのではなく「家庭」として見守る必要があります。子どもの養育だけではなく、その家庭が必要とするニーズを子どもとその家庭に対して福祉的な支援を行う活動をさします。



※地域連携イメージ図（地域資源）

(2) 地域社会への発信（公開保育等）

○SNSの普及により、簡単に保育施設に関する情報は手に入りますが、信頼できる相談先を探すことは容易ではありません。そのため、地域にとって開かれた保育施設となる必要があります。

○核家族化が進み、身近で子育てを目にする・手伝うなど育児を経験（体験・参加）する機会が少なくなっています。子育ての孤立化によって、迷いや不安を抱えながら育児をする家庭も少なくありません。保育参加、保育者体験等、保護者が参加できる機会を提供することが必要です。

○地域の子育て家庭の支援のために園庭開放・一時保育・公開保育等子育て支援を積極的に行いましょう。

○誰でも、いつでも保育が見られる環境等にすることで、保育内容の充実や保育の質の向上に配慮をするように努めましょう。

○教育・保育には、説明責任が求められます。
保育者は、常に説明できるように意識することが求められます。

○保育者は子育ての専門職であり、子どもの発達に関することをはじめ、家庭内での困りごとの相談に乗りましょう。

○情報発信においては、デジタル技術の活用が有効です。保護者の方や、広く一般の方も利便性の高い方法を求めています。ホームページやSNSなどを積極的に活用し、保育の現状を理解してもらうことにつなげましょう。

○保育施設では多くの個人情報を利用しています。SNS等のデジタル技術の活用の際には、個人情報の保護を徹底し、安全で便利な環境の確保に努めましょう。



5. より良い保育環境を整える



・ インクルーシブ保育への取り組み

○インクルーシブ保育を行うことが社会的に求められています。同じ空間での遊びや生活を通し、子どもたちが互いの違いを理解し、認め合う環境を創っていきましょう。

○特別な配慮が必要な子ども、医療的ケア児、外国籍の子ども等、多様なニーズが生じています。

個々に合わせた教育・保育を行うために研修等を通し理解を深めましょう。

○医療的ケアを必要とする子どもへの入所対応に伴い、看護師の配置や、発達支援計画等を作成しましょう。

○保護者と保育者、そして専門機関等と協働し、子どもの育ちを支援していきましょう。

・ 自己評価の活用

○自己評価の実施は必須です。

自身の教育・保育を振り返る為にチェックシート等（「埼玉県教育・保育の質を高めるためのふりかえりリスト」や「人権擁護のためのセルフチェックリスト」(全国保育士会)）を使って確認することが大切です。

○毎年（複数回）セルフチェックを実施し、結果を集計し課題の抽出や改善への対策を行うことが必要です。自ら振り返ることは当然ですが、組織内で結果を相互に評価し合いましょう。

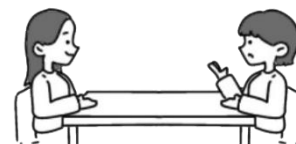
○園の自己評価を行い、客観的に捉え改善へ繋げましょう。

○客観的な視点から保育の質を高めるために、第三者評価の活用も検討しましょう。

○国は教育・保育の正当性や保育の振り返りのために「見守りカメラ」等の導入を推奨しています。保育の確認をすることは安全、安心に繋がります。

今後、カメラの導入等について検討が求められます。

※カメラの設置には保護者の同意等が必要となる場合があります。



・ 研修（園内・園外）機会の確保

○年間で園内・園外研修を行う日程や内容を検討し計画的に研修を実施しましょう。

○他の保育施設を知ることも重要です。保育施設間で相互に公開保育を実施する等の交流を図りましょう。

おわりに

「埼玉県の教育・保育の質を高める」の報告書をまとめるにあたり大変ご多用の中、委員長をお引き受けいただきました増田まゆみ先生に御礼申し上げます。

また、埼玉県各地区保育協議会より推薦された先生、行政代表の皆様で特別委員会を立ち上げ、この問題に対して真摯に向き合い、議論を交わしていただいた結果、今回の報告書をまとめることができました。まず御礼申し上げます。

埼玉県内において不適切保育や事故の報道がなされ、保育現場の保育者の皆さんは大変心を痛めておりました。私自身他県の皆様から「埼玉県は大丈夫ですか」等のお声掛けも度々いただきました。皆さん一生懸命子ども達の未来のために保育に従事していただいている中で、このような報道がなされてしまうことにとても残念な気持ちで一杯でありました。

今回、埼玉県保育協議会として保育の質を高める観点から、より良い保育を行っていくためにこの報告書をまとめさせていただきました。

埼玉県保育協議会といたしましても、この報告書を通して研修等を開催し、園内で大切にしていきたい事を共通認識して、県内全ての園が質の高い保育の提供を行い、子どもたちも、保育者も、保護者の皆様や地域の皆様も保育施設が源となり、笑顔あふれる環境の創設を行っていただけることを願っております。

埼玉県保育協議会会長 喜多濃定人

この度は保育士会としまして、保育協議会と共に「埼玉県の教育・保育の質を高める」報告書の作成に参加させていただきました。

そして増田まゆみ委員長のご助言をはじめ委員の皆様には短い期間の中ではありましたが「質の高い保育とは」と貴重な意見を出し合いながら、内容を深めていかれましたことをうれしく思います。

この報告書が県内すべての保育施設で、「子どもの最善の利益」の実現に向かい、すべての保育者たちの日々の「教育・保育の質を高める」ための一助となりますことを願っています。

そして私たち保育者は「全国保育士会倫理綱領」を行動規範とし、自らの人間性と専門性を見つめ直す姿勢と向上心を持つことが、日々の保育をより良くしていくことにつながっていきます。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会を作ります。

【全国保育士会倫理綱領】より

あなた「一人の力で」ではなく、この報告書を一人ひとりが手に取って、保育に関わる全職員(保育士、保育教諭、保育補助員、看護師、栄養士、調理師、調理員、事務員、用務員、通園バス運転手等)でゆっくりと時間をかけて自園の保育を見直す機会を作っていただければ大変うれしいです。そして、すべての園の日々の子ども達の生活が「園のすべての職員の笑顔」と「子どもも大人も楽しい!」と思える毎日となりますことを願っています。

埼玉県保育士会会長 若 盛 清 美

埼玉県のより良い教育・保育環境を創る検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	増田 まゆみ	湘南ケアアンドエデュケーション研究所
委 員	三田 侑希	武蔵野短期大学
委 員	喜多濃 定人	第二なかよしこども園
委 員	若盛 清美	認定こども園こどものもり
委 員	柴 崎 宏	とちの木こども園
委 員	岩本 一盛	きむら認定こども園
委 員	大野 智子	あおぞらウィンクルム保育園
委 員	新藤 守治	熊谷市福祉部保育課
委 員	日暮 康博	吉川市保育幼稚園課
委 員	田中 千歳	みなみ保育園
委 員	田仲 雄貴	桜花保育園
委 員	吉田 真人	埼玉保育園
委 員	秋田 和人	陽明保育園
委 員	押野見 孝道	稲荷町保育園
委 員	森政 具規	よつもり保育園

イラスト 村上 葵音

「埼玉県教育・保育の質を高める」

令和7年3月作成

作成：埼玉県保育協議会

住所：埼玉県さいたま市 浦和区針ヶ谷 4 丁目 2-65 彩の国 すこやかプラザ

電話：048-822-1467